

旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業【日本人等対象】

直接応募

【旭川市経済観光部経済総務課】

- 応募資格： 次のいずれにも該当する学生
 - ・学部、大学院に在学中で、平成 29 年度に卒業(修了)予定の者
※平成 28 年度卒業者(旭川市外に住所を有する者)も対象
 - ・平成 30 年度に旭川市内に就職し、その後 3 年以上を経過するまで市内定着(市内での就業及び居住)する意思のある者
 - ・在学中に日本学生支援機構第一種奨学金を借りている者
- 助成金額： 旭川市内に定着している期間(3 年間を限度)内に日本学生支援機構第一種奨学金の返還金として返済した金額の 2 分の 1。(1 年度当たりの補助上限額あり)。
- 登録受付期間： 平成 30 年 3 月 30 日(金)まで(必要書類必着)
- 応募方法： 必要書類を揃えて直接、期限までに奨学団体に提出してください。

※ この掲示には主な条件のみ記載しています。詳細は、募集要項を参照してください。

募集要項・応募書類は、学生支援課窓口(学生センター2 階)または学生支援課ウェブサイトで配付しています。

学生支援課ウェブサイト http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/expense/domestic/public_private/

掲示期限：受付期限終了まで

平成 29 年 9 月 5 日 経済支援係:045-339-3115

窓口：土日祝除く 8:30～12:45/13:45～17:00

